

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備や、男女ともに職員の個性と能力を十分発揮できる環境づくりを行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日～令和18年3月31日

2 当法人の課題

- ① 正職員の7割を女性が占め活躍しているが、女性職員の比率に比べて管理職（課長級）に占める女性労働者の割合が低い。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現

3 目標と実施時期・取組内容

目標1 [職業生活の機会の提供に関する目標]

管理職（課長級）に占める女性比率を30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和8年4月～

所属長会議において、係長級職員の育成の重要性を周知し、共有する。
全職員を対象とした所属長面談において、キャリアアップに向けた意識啓発を行い、将来の管理職登用に向けた意欲醸成を図る。

令和9年4月～

女性職員を対象としたキャリア研修の実施に向け、研修内容・実施方法・対象者の選定等について検討する。
管理職の募集にあたって、応募資料等を確認し、女性が応募しやすいものとなるよう検討する。

目標2 [職業生活と家庭生活との両立に関する目標]

事務の効率化や生産性の向上、業務内容に応じた適切な人員配置等による「働き方改革」を推進し、職員一人当たりの時間外労働および休日労働の月平均時間を4時間未満とする。

<実施時期・取組内容>

令和8年4月～

所属長会議において、事務の効率化や業務見直しによる長時間労働削減の必要性を周知し、全所属で課題認識を共有する。

併せて、所属ごとの業務量・時間外労働の状況を把握する。

令和9年4月～

時間外労働および休日労働の月当たり時間が多い所属において、改善に向けた検討を開始する。

また、業務内容、業務量に応じた適切な人員配置が行われるよう人員計画を策定し、必要な職員の採用を進める。